

教育予算の確保・拡充を求める意見書

子供たちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことである。

しかしながら、義務教育費国庫負担割合が3分の1に縮小されたことや、厳しい地方財政状況などから、地方自治体において少人数教育の推進、学校施設整備などの教育予算を十分に確保することが困難な現状にある。

また、「子供と向き合う時間の確保」のための施策と、文部科学省による「勤務実態調査」であらわれた極めて厳しい教職員の勤務実態の改善が喫緊の課題となっている。

地方自治体の財政力の違いなどによって、子供たちが受ける教育水準に格差があってはならない。

したがって、教育予算を国全体として確保・拡充させるため、下記の事項について要望する。

記

- 1 「子供と向き合う時間の確保」を図り、少人数教育等、きめの細かい教育の実現のために、義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画を実施すること。
- 2 教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度について、国の負担率を2分の1に復元することを含め、制度を堅持すること。
- 3 学校施設整備費、就学援助・奨学金、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。
- 4 教職員の人材を確保するため、教職員給与の財源を確保・充実すること。
あわせて40年前と比較して増大している超過勤務の実態を踏まえた給与措置と、そのための財源確保に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年12月18日

鳥取市議会議長 上 杉 栄 一

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣 様
文部科学大臣